

千歳市入札等監視委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千歳市入札等監視委員会設置要綱(平成16年2月6日市長決裁。以下「要綱」という。)第12条の規定に基づき、千歳市入札等監視委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会は、法律の分野における委員1名、経済の分野における委員1名及び技術の分野における委員1名をもって構成する。

(提出資料)

第3条 要綱第2条第1号の規定による報告は、原則として会議開催の前々月以前に市が発注した建設工事及び製造(以下「工事等」という。)並びに測量及び建設工事に関する調査・設計等委託業務(以下「設計業務等」という。)について次に掲げる書類を提出することにより行うものとし、第1号及び第2号に掲げる書類については、方式区分ごとの件数を記載した総括表(第1号様式の1及び第1号様式の2)を添付する。ただし、予定価格が250万円を超えない工事等及び設計業務等については、報告の対象から除外する。

- (1) 建設工事及び製造に係る入札及び契約方式別発注工事一覧(第2号様式の1)
 - (2) 測量及び建設工事に関する調査・設計等委託業務に係る契約方式別発注業務一覧(第2号様式の2)
 - (3) 建設工事及び製造に係る抽出事案説明書(第3号様式の1)
 - (4) 測量及び建設工事に関する調査・設計等委託業務に係る抽出事案説明書(第3号様式の2)
 - (5) 指名停止措置等の運用状況一覧表(第4号様式)
 - (6) 談合情報等の対応状況資料
- 2 前項各号に掲げるもののうち、第1号及び第3号の書類については、次に掲げる方式区分ごとに作成するものとする。
- (1) 一般競争入札方式
 - (2) 指名競争入札方式
 - (3) 随意契約方式
- 3 第1項各号に掲げるもののうち、第2号及び第4号の書類については、次に掲げる方式区分ごとに作成するものとする。
- (1) 指名競争入札方式
 - (2) 随意契約方式

(抽出事案の審議)

第4条 抽出された事案に係る審議は、入札及び契約手続の透明性をより一層確保するという目的から、審議する抽出事案の件数を可能な限り増やすため、委員会における審議の効率化を図ることとし、競争参加資格の設定、指名業者の選定方法等が適切に行われているかどうかを中心に行うものとする。

(再苦情の申出)

第5条 発注部局の長は、次の各号に掲げる者から受けた苦情の処理を行う際に、再苦情の申出ができる旨を相手方に対して教示しなければならない。

- (1) 市が公告した一般競争入札に係る工事等につき、入札参加資格の確認を申請したにもかかわらず入札参加資格が認められなかった者で、認められなかったことにつき不服がある者
- (2) 市が行った指名競争入札に係る工事等又は設計業務等につき、当該入札と同一の工事種別又は業種区分に登録がある有資格業者のうち、当該入札に参加する者として指名されなかったことに対して不服がある者
- (3) 市が行った随意契約方式による工事等又は設計業務等につき、当該入札と同一の工事種別又は業種区分に登録がある有資格業者のうち、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者

2 前項の申出ができる者は、前項各号に掲げる者のうち、苦情申出書(第5号様式)による苦情の申出を行った者で、発注部局の長が苦情申出に係る回答書(第6号様式)により行った説明に対して不服がある者とし、その申出は、苦情の処理の回答が行われてから7日以内(千歳市の休日を定める条例(平成3年千歳市条例第13号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)に、再苦情申出書(第7号様式)により行わなければならない。

3 発注部局の長は、第1項の申出があったときは、委員会に審議を依頼するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その申出を却下することができる。

- (1) 前項の申出要件に該当する者でないとき。
- (2) 前項の申出期間が経過しているとき。
- (3) 再苦情申出書による申出が行われていないとき。
- (4) その他客観的かつ明白に申出の適格を欠くと認めるとき。

4 前項の却下を行うときは、申出者に再苦情申出に係る却下通知書(第8号様式)によりその旨を通知し、速やかに再苦情申出書及び再苦情申出に係る却下通知書の公表を行うものとする。

(再苦情の処理)

第6条 委員会は、再苦情申出書及び発注部局の長からの書面の提出その他委員会が必要と認める方法により再苦情処理に係る審議を行うものとする。

2 発注部局の長は、要綱第8条第2項の報告を受けたときは、原則としてその日から起算して7日以内に申出者に対して再苦情申出に係る回答書(第9号様式)により、その結果を回答するものとする。この場合において、申出を認めなかったときは理由を示してその旨を、申出を認めたときはその旨及びこれに伴い発注部局の長が講じようとする措置の概要を申出者に対し明示する。

3 前項の場合において、再苦情申出者に対して再苦情申出に係る回答書により委員会審議の結果の通知を行った場合は、速やかに再苦情申出書とともに再苦情申出に係る回答書の公表を行う。

4 再苦情の申出は、原則として、入札手続の執行を妨げない。

(議事概要の作成及び公表)

第7条 会議の議事概要は、速やかにこれを作成し公表を行う。

附 則
(施行期日)
この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要領は、平成 22 年 7 月 7 日から施行する。